

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

湧水町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 湧水町に住所（住民票上の住所）を有しており、湧水町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
- 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ① 生活保護受給世帯
 - ② 生活保護が停止または廃止となった世帯
 - ③ 町民税非課税世帯
 - ④ 児童扶養手当受給世帯で町民税所得割非課税世帯



※ 所得金額については、源泉徴収票や確定申告を行った書類等で確認することができます。

○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	11,420円	22,320円	定額
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	2,230円	2,230円	定額(1学年を除く)
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	40,600円	47,400円	定額
修学旅行費	修学旅行に直接係る交通費等	—	—	実費
校外活動費(宿泊なし)	校外活動に直接係る交通費等	1,570円	2,270円	定額
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	—	—	実費
学校給食費	学校給食に要した給食費	—	—	実費の8割

※生活保護を受給されている場合、「修学旅行費」及び「医療費」について援助が行われます。
(その他の費目については、生活保護で支給されます。)

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する（予定の）学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、湧水町教育委員会において行い、審査結果については、6月頃に学校を通じてお知らせを行います。
- 3 就学援助の支給については、各学期末に行う予定です。

問合せ先

湧水町教育委員会 教育総務課
〒899-6192 湧水町中津川603番地
TEL 0995-75-2142 (内線 3206)